

参 考 資 料

第 9 1 1 回定例会（令和 6 年 1 2 月）

●報告第 1 号
議案に対する意見について

P 1 ～P 6

令和 6 年度 1 1 月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補 正 予 算 額	6 2 5, 6 7 9 千円
現 計 予 算 額	1 2 8, 9 3 5, 2 0 2 千円
補正後の予算額	1 2 9, 5 6 0, 8 8 1 千円

◎ 要求の主なもの

※ 人件費以外分

学校建設費	5, 9 4 1, 3 1 3 千円（令和 6 年度：0 円）
○下北地区統合校校舎（管理・教室棟）建築事業(令和 6～8 年度)	5, 9 4 1, 3 1 3 千円
令和 9 年 4 月開校予定の下北地区統合校の管理・教室棟建築工事を当初の予定より前倒しして実施するもの。（令和 6 年度から令和 8 年度までの継続費を設定）	

※ 人件費分

教育行政費	1 0 8, 7 6 5 千円
教育指導費	1, 5 1 2 千円
小学校費	△ 7 4, 4 8 0 千円
中学校費	1 5 0, 3 7 9 千円
高等学校総務費	4 1 3, 1 5 4 千円
高等学校管理費	1, 6 8 1 千円
教育振興費	3 3 5 千円
特別支援学校費	△ 4 9, 2 0 0 千円
社会教育振興費	3 7, 5 1 7 千円
文化財保護費	△ 2, 6 6 2 千円
三内丸山遺跡センター費	3, 4 2 6 千円
保健給食振興費	3 5, 2 5 3 千円
体育振興費	△ 1 千円
○事務局等分	1 8 5, 8 2 6 千円
○学 校 分	4 3 9, 8 5 3 千円
定期人事異動及び人事委員会勧告に伴う給与改定等による給与費の精査	

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6 月期	1 2 月期	年 間
R 6 改定前	1. 6 5 0	1. 6 5 0	3. 3 0
R 6 改定後	1. 6 5 0	1. 7 5 0 (+0.10)	3. 4 0 (+0.10)
R 7	1. 7 0 0 (+0.05)	1. 7 0 0 (△0.05)	3. 4 0

※（ ）内は前年度からの増減

3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。

また、令和 7 年度以後は期別支給割合が同じになるよう引上げ分を均等割するものである。

4 施行期日

公布の日。ただし、令和 7 年 6 月期以降の支給割合に係る部分は令和 7 年 4 月 1 日施行。

<参考 1> 国の特別職の支給割合（予定）

年 度	支 給 月 数		
	6 月期	1 2 月期	年 間
R 6 改定前	1. 70	1. 70	3. 40
R 6 改定後	1. 70	1. 75 (+0.05)	3. 45 (+0.05)
R 7	1. 725 (+0.025)	1. 725 (△0.025)	3. 45

（国の一般職
期末・勤勉手当の引上げ
一般の職員 0.10 月）

<参考 2> 本県の一般職の支給割合

年 度	支 給 月 数								
	6 月期			1 2 月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R 6 改定前	1. 225	0. 975	2. 20	1. 225	0. 975	2. 20	2. 45	1. 95	4. 40
R 6 改定後	1. 225	0. 975	2. 20	1. 275 (+0.050)	1. 075 (+0.1)	2. 35 (+0.15)	2. 50 (+0.05)	2. 05 (+0.10)	4. 55 (+0.15)
R 7	1. 250 (+0.025)	1. 025 (+0.05)	2. 275 (+0.075)	1. 250 (△0.025)	1. 025 (△0.05)	2. 275 (△0.075)	2. 50	2. 05	4. 55

※（ ）内は前年度からの増減

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案概要

1 改正の趣旨

＜人事委員会勧告による改正＞

令和 6 年 1 0 月 8 日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給与に関する条例の給料月額等を改定するものである。

令和 6 年 4 月 1 日に遡及して改正する給料表及び期末・勤勉手当（令和 7 年 4 月 1 日支給月数分を含む。）等は、定例的な改正であり、速やかに条例改正を行う。

一方、給与制度のアップデート（令和 7 年 4 月 1 日施行）については、給料表及び扶養手当・通勤手当等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備することとしており、制度設計や運用方法の検討に一定の時間を要することから、令和 7 年 2 月議会に提案することとする。

2 条例の改正内容

＜人事委員会勧告による改正（公布日施行（一部遡及適用））＞

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

区分	改正内容																	
①給料月額 (別表第 1 ～第 6)	若年層に重点を置きつつ、全給料表を引上げ。																	
②初任給調整手当 (第 7 条の 3)	ア 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 416,600 円とする。 イ 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 51,600 円とする。																	
③寒冷地手当 (第 1 8 条)	北海道又は県内に在勤する職員の寒冷地手当の支給月額を、地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、引上げ。 <table><tr><th rowspan="3">地域の 区 分</th><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある 職員</th><th>その他の世帯主 である職員</th></tr><tr><td>北海道</td><td>26,000 円</td><td>14,500 円</td><td>9,800 円</td></tr><tr><td>県 内</td><td>19,800 円</td><td>11,400 円</td><td>8,200 円</td></tr></table>	地域の 区 分	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある 職員	その他の世帯主 である職員	北海道	26,000 円	14,500 円	9,800 円	県 内	19,800 円	11,400 円	8,200 円
地域の 区 分	世帯等の区分																	
	世帯主である職員		その他の職員															
	扶養親族のある 職員	その他の世帯主 である職員																
北海道	26,000 円	14,500 円	9,800 円															
県 内	19,800 円	11,400 円	8,200 円															
④期末手当 (第 1 9 条)	年間の支給割合を 0.05 月分引上げ。 (詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)																	
⑤勤勉手当 (第 1 9 条の 4)	年間の支給割合を 0.10 月分引上げ。 (詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)																	

3 附則関係

(1) 施行期日

- ア 公布の日から施行し、給料月額、初任給調整手当及び寒冷地手当の改正については、令和6年4月1日から適用する。
- イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げについては、令和6年12月期から適用する。
- ウ 令和7年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給与の勤勉手当の追加については、令和7年4月1日施行とする。

(2) 令和6年4月1日前の異動者の号給の調整

令和6年4月1日までに職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(3) 給与の内払

改正後の給与条例等を適用する場合においては、改正前の給与条例等に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等による給与の内払とみなす。

○ 令和6年度 期末・勤勉手当支給月数の改定内容

1 一般職員

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6(改定前)	1.225	0.975	2.200	1.225	0.975	2.200	2.450	1.950	4.400
増 減				+ 0.050	+ 0.100	+ 0.150	+ 0.05	+ 0.10	+ 0.15
R6(改定後)	1.225	0.975	2.200	1.275	1.075	2.350	2.500	2.050	4.550
増 減	+ 0.025	+ 0.050	+ 0.075	▲ 0.025	▲ 0.050	▲ 0.075			
R7	1.250	1.025	2.275	1.250	1.025	2.275	2.500	2.050	4.550

2 特定幹部職員(部長級・次長級)

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6(改定前)	1.025	1.175	2.200	1.025	1.175	2.200	2.050	2.350	4.400
増 減				+ 0.050	+ 0.100	+ 0.150	+ 0.05	+ 0.10	+ 0.15
R6(改定後)	1.025	1.175	2.200	1.075	1.275	2.350	2.100	2.450	4.550
増 減	+ 0.025	+ 0.050	+ 0.075	▲ 0.025	▲ 0.050	▲ 0.075			
R7	1.050	1.225	2.275	1.050	1.225	2.275	2.100	2.450	0.000

3 再任用職員(一般のフルタイム職員・パートタイム職員)

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6(改定前)	0.6875	0.4625	1.1500	0.6875	0.4625	1.1500	1.3750	0.9250	2.3000
増 減				+ 0.025	+ 0.075	+ 0.100	+ 0.025	+ 0.075	+ 0.100
R6(改定後)	0.6875	0.4625	1.1500	0.7125	0.5375	1.2500	1.4000	1.0000	2.4000
増 減	+ 0.0125	+ 0.0375	+ 0.050	▲ 0.0125	▲ 0.0375	▲ 0.050			
R7	0.7000	0.5000	1.2000	0.7000	0.5000	1.2000	1.4000	1.0000	2.4000

4 再任用職員(特定幹部職員)

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6(改定前)	0.5875	0.5625	1.1500	0.5875	0.5625	1.1500	1.1750	1.1250	2.3000
増 減				+ 0.025	+ 0.075	+ 0.100	+ 0.025	+ 0.075	+ 0.100
R6(改定後)	0.5875	0.5625	1.1500	0.6125	0.6375	1.2500	1.2000	1.2000	2.4000
増 減	+ 0.0125	+ 0.0125	+ 0.025	▲ 0.0125	▲ 0.0375	▲ 0.050			
R7	0.6000	0.5750	1.1750	0.6000	0.6000	1.2000	1.2000	1.1750	2.3750

公の施設の指定管理者の指定について

施 設 の 名 称	指定管理者となる団体	指 定 の 期 間
青森県営スケート場	豊産管理株式会社	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 (2 年間)